

## 第5次くらし男女共同参画プラン（平成28年～令和2年度）に関する考察

### 1 第5次プランの概要及び取り組みの方向性

プランは、女性も男性もだれもが性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、社会全体で取り組む最重要課題の一つとなっていること、また少子高齢化に伴う人口減少の急速な到来、家族や地域社会の変化、長引く不況による格差と貧困の問題など今日の社会情勢が急激に大きく変化していることに鑑み、こうした変化に対応し、豊かで活力ある社会づくりを進めていくために、諸施策を総合的に推進することを目的としている。

プランの基本理念は、以下のとおりである。

- (1) 男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること
- (3) 市における施策または事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること

プランは三つの基本目標をもって体系化されている。

「基本目標1 男女の人権尊重の推進」では、主に女性の声や力を市政に反映させることで、まちの活性化につながる市民の意識改革を推進し、女性のエンパワーメントを図るための取り組みを市と市民、事業者が協働し、女性参画をより一層推進することとしている。

「基本目標2 職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進」では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、雇用形態、就業形態に関わらず、知識、経験を蓄積した女性の出産・育児等による離職を防ぎ、継続就業やキャリアアップを支援することとしている。またワーク・ライフ・バランス等、職場における男女共同参画の実現に加え、男性の働き方を見直す取り組みのPR、倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰による市民・事業者の紹介等により、女性活躍推進に向けた取り組みを促進することとしている。

「基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進」では、就労状況に起因する女性の貧困、障がいのある女性、外国にルーツをもつ女性など、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれることなく、地域社会で充実した暮らしができるよう社会参画の機会の提供や環境の整備を図ることとしている。

## 2 各基本目標における現状認識と課題

### 基本目標1 男女の人権尊重の推進

#### (1) 男女共同参画を実現する啓発活動

「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的役割分担意識を解消し、男女が対等なパートナーとして互いにその人権を尊重し、男女の特性を踏まえその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための広報・啓発活動が求められている。また、男女共同参画の視点でメディアからの情報や内容を読み解く能力（メディアリテラシー）の向上をめざす取り組みが求められている。

#### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
<b>施策①</b> 固定的役割分担意識の解消と男女共同参画に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市男女共同参画推進月間における啓発活動、講演会の開催</li> <li>・くらし男女共同参画スタッフによる啓発</li> <li>・市広報紙、ホームページを利用した広報・啓発活動</li> <li>・倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰</li> <li>・市民意識や実態を調査し分析・研究、情報提供の充実</li> <li>・男性を中心とした男女共同参画に関する学習の取り組み</li> <li>・多様な働き方に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進月間におけるパネル展示（公共施設等）</li> <li>・男女共同参画フォーラム（まちづくり表彰3件、講演会開催）</li> <li>・各地区公民館等と連携しスタッフの活用について周知・依頼。町内学習会でのテーマ設定</li> <li>・市報、人文センターだより、WEBの他ポスター・チラシ等の配布による啓発活動</li> <li>・女性の登用状況に係る調査内容の公表</li> <li>・倉吉市市民意識調査（毎年）結果を市民会議に情報提供及びWEBに掲載</li> <li>・人文センターにおける男性の料理教室開催</li> <li>・スタッフ会、女性塾等研修会、市主催講座等においてワークライフバランスや個人事業の起業等をテーマとする取り組み</li> </ul>
<b>施策②</b> メディアにおける人権尊重の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での学習活動</li> <li>・地域住民、保護者等を対象とした学習活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の発達段階や実態に応じたメディア学習の実施</li> <li>・外部講師によるメディア教育講演会の実施</li> <li>・乳幼児健診時の保護者アンケートや保健指導の実施</li> </ul>

この課題に対する KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）と達成状況は次のとおり。

#### ① 社会における男女の機会均等が図られているとと思っている市民の割合

数値は市民意識調査<sup>※1</sup>により毎年計測し、平成27年度の37.3%に対して、令和元年度は40.2%と2.9ポイント上昇しているが、令和2年度の目標値50%は達成しておらず、計画期間中の進捗率<sup>※2</sup>は22.8%にとどまっている。

#### ② 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと考えている市民の割合

数値は市民意識調査により毎年計測し、「その通りと思わない」「どちらかといえばその通りと思わない」と回答した人は、平成27年度の79.8%に対して、令和元年度は80.4%と0.6ポイント

※1 市民意識調査：市民の生活実態や問題意識・市の政策についての満足度を把握し、まちづくりの方針や施策の展開の参考にする（毎年5月実施）。対象は市内在住の20歳以上の住民2,500人。住民基本台帳から無作為に男女・年齢・地区別に抽出し郵送。令和2年5月調査の有効回収率50.24%

※2 計画期間中の進捗率：平成27年度の値と目標値の差を100とした場合の増減率

ト上昇しているが、目標値 85%に対して、11.5%の進捗率である。

また、令和 2 年 6 月に実施した「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」※<sup>3</sup>（以下「男女意識調査」という。）結果は次のとおり。

- ① 本プランに関連する 11 個の用語の認知度については、「くらし男女共同参画プラン」及び「ダイバーシティ社会」「パタニティ・ハラスメント」等比較的新たな用語を除き、63～96%となっており、とりわけ「性別による固定的役割分担意識」は 76.8%と前回調査（H27）と比べて 57.7 ポイントと大きく認知度が上がっている。
- ② 「男女の地位は平等になっているか」を問う質問では、「法律や制度の上で」「社会通念・習慣等で」で男性が優遇されていると答えている人がいずれも増加している。
- ③ この調査では、市民意識調査と同様に「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について問う質問があり、これに対して「そう思わない」と回答している人は、58.2%と前回と比べて 9.3 ポイント上昇している。  
なお、市民意識調査と比べ回答割合が低くなっているのは、それぞれの調査で回答の選択肢が異なっており、男女意識調査にある中間項目「どちらともいえない」が、市民意識調査に無いことが理由と考えられる。参考として、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を比較すると、男女意識調査では 10.7%、市民意識調査では 16.5%となっている。
- ④ 上記③のほか、性別による固定的役割分担意識に関連する考え方を問う質問においては、「仕事よりも家庭を優先させたい」「自分らしく生きたい」を除き、いずれも前回調査と比べて意識の解消が図られている。
- ⑤ 講演会や啓発活動への参加については、行政、地域、教育及び民間事業者それぞれが主催するものについて「参加したことがない」人の割合が高くなっている。

啓発活動においては、KPI 自体はいずれも到達していないが、男女共同参画社会に関連する用語の認知度や考え方に大きな変化が見られることから、国策として取り組んでいる広報・啓発活動など影響力のある取り組みを軸とした着実な啓発活動等を継続していくことが有効であると考えられる。

---

※<sup>3</sup> 「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」：市民の男女共同参画に関する市民の意識等を把握し男女共同参画に関する施策の展開の参考にする（5 年に 1 回実施）。対象は市内在住の 18 歳以上の住民 2,000 人。抽出方法は市民意識調査と同じ。令和 2 年 6 月調査の有効回収率 40.5%。

## (2) 政策・方針決定における男女共同参画の実現

女性はその個性と能力を発揮しあらゆる分野に参画するためには、男女それぞれの意識改革を図りつつ、学習機会の提供等により女性の人材発掘・人材養成に努め、市民活動を支援し女性のエンパワメントを図ることが求められている。

### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 審議会等への女性の積極的登用	・審議会・委員会における委員の選出方法の見直しと工夫 ・女性人材登録制度への登録の推進	・委員選定時の事前協議の徹底 ・女性人材登録制度の周知
施策② 能力開発と人材育成	・市内の女性団体や男女共同参画推進団体との連携・協働による講座の開催 ・鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」との連携、研修会の開催	・フォーラム in くらよし、あすをつくる倉吉女性塾との共催講座の開催 ・部落解放同盟倉吉市協議会各支部女性部と共催でさまざまなテーマによる「女性話そう会」を各地区で開催 ・スタッフ会研修会の実施 ・よりん彩主催講座のPR

この課題に対する KPI の達成状況は次のとおり。

#### ① 公的審議会の女性登用率

数値は毎年度4月1日時点における教育委員会や選挙管理委員会などの地方自治法第180条の5に基づく委員会(5)、同法第202条の3に基づく審議会(25)、その他要綱等に基づく委員会等(19)における女性登用状況である。平成27年度の31.6%に対して、令和元年度は30.7%と0.9ポイント下降しており、目標値40%は達成しておらず、計画期間中の進捗率は-10.7%と低迷している。

#### ② 倉吉市女性人材登録制度による登録数

数値は毎年度4月1日時点における同制度の登録者数である。平成27年度の37人に対して、令和元年度は39人と2人増加しているが、令和2年度の目標値50人に対して、15.4%の進捗率である。なお、令和2年10月20日現在46人であり、進捗率69.2%となっている。

また、男女意識調査における「政治や行政の施策・方針決定の場で」男女の地位は平等になっているかを問う質問に対して、「男性が優遇されている」と回答した人は65.4%となっており、前回調査よりも6.6ポイント上昇している。

政策・方針決定における男女共同参画については、いずれの指標、意識調査においても進展が鈍化しており、公的審議会等委員における男女の割合が均衡するよう推進するため、女性人材登録制度の周知徹底や広報等による掘り起こし及び登用に当たっての積極的な活用に取り組む必要がある。

## (3) 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動

男女共同参画に関する正しい認識と自立と自己実現を求める意識を醸成するため、幼児期を含むあらゆる場での教育・保育・学習活動が求められている。

## 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 認定こども園・保育所・学校・家庭・地域における男女共同参画に向けた教育・保育・学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前教育・保育・学校教育における人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導の充実</li> <li>・保護者活動への男性の参画とリーダー職への女性参画の促進</li> <li>・各地区公民館・自治公民館・保護者会活動等における学習機会の提供・住民への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な学習指導に加え、全教科領域において性別にとられない、個性・能力・進路希望等に応じた指導実施</li> <li>・保育実習や性教育講演会等の活動</li> <li>・赤ちゃんふれあい会の実施</li> <li>・「いのちの教育」の実施</li> <li>・スタッフ会研修会の開催</li> <li>・町内学習会開催時の講師紹介</li> <li>・性別に関わらず誰でも参加できる学級講座等の学習機会の提供と情報提供</li> <li>・人権教育・性教育参観日の懇談会を活用した男女平等意識の啓発</li> </ul>

この課題に対する KPI は、啓発活動における指標と同様と考える。

男女意識調査について、「学校教育」「家庭生活」「町内会や地域」の領域における男女の平等感を検証する。

「学校教育の場で」男女の地位は平等になっているかを問う質問に対して、「平等である」と回答した人は 52.6% となっており前回調査よりも 6.0 ポイント減少している。一方、「男性が優遇されている」と回答した人は 21.5% となっており、前回調査よりも 7.8 ポイント上昇している。年齢別にみると、「平等である」と回答している人は 18～19 歳が 61.5% であるのに対して、60 歳代で 47.7%、30 歳代で 49.4%、その他の年代は 50% 以上となっており年代によって差が見られる。

「家庭生活で」では、「平等である」と回答した人が 39.5% となっており前回調査よりも 5.3 ポイント上昇している。年齢別にみると、「平等である」と回答している人は 18～19 歳の 53.8% をはじめとして 40 歳代まで 40% 以上、50 歳代以上は 70 歳代を除いて 30% 代以下であり、年代が若い方が「平等である」とする割合が高い。

「町内会や地域で」では、「平等である」と回答した人は 30.0% となっており前回調査より 6.0 ポイント減少している。年齢別にみると、「平等である」と回答した人はどの年代も 30% 前後で、これに対し 18～19 歳及び 20 歳代は「男性が優遇されている」よりも「わからない」割合が高く、30 歳代以上は「男性が優遇されてる」割合が 40% を超えている。

性別による固定的役割分担意識等の考え方において、特に若年層で意識の変化が顕著にみられるのは、男女共同参画に係る社会の価値観の進化・教育等に起因するものとも推定されることから、あらゆる場での教育・保育・学習活動については、啓発活動の一環として、国策として取り組んでいる広報・啓発活動など影響力のある取り組みと連携した着実な啓発活動等を継続していくことが有効であると考えられる。

#### (4) 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶

ドメスティックバイオレンス (DV) は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識から、被害者が気軽に相談できる環境づくりなど支援体制の充実と周知、DV 防止に向けた学習や啓発活動の推進、被害者のプライバシーの擁護が求められている。

また、この項目は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV 防止法」

という。)に基づく市町村基本計画に位置づけられるため、同法の趣旨を踏まえ、市は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることが必要とされている。また市町村基本計画は、DV防止法第2条の3第3項において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（平成25年12月26日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に即し、かつ、「鳥取県配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を勘案して策定するよう努めなければならないとされている。

【国の基本方針では】

市町村基本計画においては、地域の実情に合わせ、啓発等による配偶者からの暴力の防止から被害者の支援まで、幅広い施策がその内容となり得るが、被害者に最も身近な行政主体として求められる基本的な役割、つまり相談窓口を設け、被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供すること、一時的な避難場所を確保する等により、緊急時における安全の確保を行うこと、及び一時保護等の後、被害者が地域で生活していく際に、関係機関等との連絡調整を行い、自立に向けた継続的な支援を行うことが想定されている。

【都道府県基本計画では】

市町村においては、DV被害者が生活保護や教育等多岐にわたる相談内容を、異なる窓口で何度も話しなければならないといった対応にならないよう市町村内関係部局での連携を図り、安全に諸手続き等が行える場所の確保することや、DV被害者に対する相談窓口や支援に関する情報を積極的に広報すること、市婦人相談員は、市におけるDVの相談窓口として相談対応を行うとともに、必要な指導や情報提供を行うことなど相談体制の強化が求められている。

また、被害者の安全を第一として、警察と連携して相談対応を行うことや被害者が希望する性別の職員による対応を行うことなどが必要とされている。

そのほか、被害者の自立支援体制づくりとして、市営住宅での優先入居対応や行政手続きのワンストップサービスの実施、住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底などが求められている。

施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 配偶者等の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVの防止に関する講演会等の開催、情報提供、啓発活動</li> <li>・セクハラ防止のための講演会等の開催、情報提供、啓発活動</li> <li>・パワハラ、マタハラ等各種ハラスメントに関する情報提供、啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、WEBサイト、人文センターによる情報提供</li> <li>・女性相談員等による情報提供</li> <li>・人権教育を中心としたお互いを尊重しあう態度や心身の育成（学校）</li> <li>・女性塾、スタッフ会等の研修会での情報提供</li> <li>・人権啓発企業連絡会企業内研修への講師派遣</li> </ul>
施策② 相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DVに関する相談・支援体制の充実</li> <li>・関係機関と連携した被害者及びその家族に対する支援の充実</li> <li>・セクハラに関する相談体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て応援ガイドブック」、市報、WEBサイトでの相談窓口の周知</li> <li>・関係機関、庁内関係部署との連携</li> <li>・教職員による日常的な児童観察及び定期的な情報提供</li> </ul>

(この課題に対する計画上のKPI設定なし)

男女意識調査における「DVに関して直接被害を受けたり、身近に被害を受けたことがあるか」を問う質問に対して、「最近5年」「過去に」「身近に」被害を受けたと回答した人は17.4%となっており、前回調査よりも1.5ポイント上昇している。また、「誰かに相談したか」との質問に対して「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が25.9%と前回調査から5.6ポイント上昇している。さらに「相談した結果」については、「解決していない」と回答した人が26.7%と、前回調査0%を上回っている。

DV被害を受けた人の4人に1人が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答していること、また相談した人の4人に1人が「相談したが解決していない」と回答していることを踏まえ、伝達すべき相手への情報提供方法の見直しや、被害者に寄り添った相談窓口や支援など一層の推進が必要と考えられる。

相談窓口については県とともに周知に努めているが、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が4人に1人と多いのは、相談窓口を把握していても相談をすることに対する抵抗やためらい、自分が我慢すればよいとの考えがあるのではないかとと思われる。

また、「相談したが解決していない」と回答した人が4人に1人と多いのも、加害者に相談したことを知られたくないため、必要な手立てを講じる前に相談だけで終わってしまうのではないかとと思われる。

相談窓口の周知にあわせ、DVは重大な人権侵害であることを様々な機会を捉えながら意識啓発していくことが必要と考えられる。

#### (5) 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援

男女がお互いの身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重し思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会において基本であり、特に女性は妊娠・出産という可能性もあるため生涯を通じた適切な健康の確保、保持、増進が求められていることから、心身及びその健康について正確な知識・情報を得るための学習機会の提供や健康の維持・向上に向け、生涯を通じて男女が健康で過ごせる対策を推進することとしている。

#### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 男女の健康支援と妊娠・出産など女性の健康と権利の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産に関する制度の充実</li> <li>・男性の自立支援を図る講座の開催</li> <li>・リプロダクティブヘルスライツに関する情報提供</li> <li>・性別、年齢等に関わらず、すべての人が生涯を通じて心身共に健康で活力ある生活を送るための環境整備、健康支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊産婦の健康を保持増進するために健診・教育・家庭訪問により保健指導を実施</li> <li>・不妊・不育治療費助成</li> <li>・性教育年間指導計画に基づく保体、学活、道徳等での指導実施</li> <li>・中学校における性教育講演会</li> <li>・女性特有のがんについては特定年齢の検診に係る自己負担を軽減</li> <li>・健康教室や相談、研修会等における啓発活動</li> </ul>

(この課題に対する計画上のKPI設定なし)

### 【関連する計画】

#### ○「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」に基づく情報提供、環境整備、健康支援

性別や年齢等に関わらず、すべての人が心身共に健康で活力ある生活を送るため、地域における健康教室や研修会、相談等を通じて、健康に対する正しい知識を得るための機会を提供しているほか、健康診査やがん検診の受診率向上のために様々な媒体を使った広報に努めている。さらに、女性特有のがんについては、特定年齢の者の自己負担を軽減することで受診しやすい環境づくりを行っている。

#### ○「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」に基づく妊娠・出産に関する制度の充実

妊娠期においては安心して出産に向かえるよう母親・両親学級の実施や妊婦健診・妊婦歯科検診を助成し、健診受診を促している。出産後においては保健師・助産師による訪問指導や必要な産婦へ産後ケア事業の実施により、妊産婦の健康の確保、健康保持増進に努めている。さらに妊娠前からの特定不妊治療、人工授精等の費用一部助成により、経済的な負担を軽減し、妊娠を希望する人への環境整備に努めている。

また、妊産婦には障がいのある人や外国にルーツを持つ人もあり、等しく情報提供が行えるよう、必要に応じて支援者を介しての説明や、外国語版母子手帳の交付や通訳者の派遣等の支援を行っている。

## 基本目標2 職場（労働）・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進

### （1）職場における男女共同参画の実現

女性の就業環境は、法律や制度などの改正が進む一方、性別による固定的役割分担意識や男性中心の職場意識、雇用機会や待遇面などでの男女格差など依然として厳しい状況があるため、男女ともにライフスタイルに合わせた仕事と家庭の両立ができる多様な働き方をめざす雇用環境の整備や男性の働き方の見直しが求められるとともに、女性が自らの意思でその個性と能力を發揮し、職業生活において活躍することができるよう、相談体制の整備、積極的な女性の登用、就労、起業等に向けた一層の取り組みを推進することが必要とされている。

また、本項目は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項（「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定めるよう努めるものとする」）による市町村推進計画に位置づけられている。

同基本方針では、市町村推進計画の策定に当たり、庁内における横断的な推進体制のもと、地域の実情及び住民のニーズを把握し（把握すべき事項としては、生産年齢人口に占める女性の有業者や就業希望者の割合、管理職に占める女性の割合、労働時間等の状況、男性の育児休業取得率、ポジティブ・アクション等に取り組む域内の一般事業主の割合や、職業生活に関する住民の意識等が考えられるとされている。）、実施時期や目標等を明記することが求められている。

さらに、相談体制の構築として、住民からの相談に対しては分野（例えば、就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等）に関わらず必要な情報を横断的に提供するワンストップ機能を果たすことが望ましいとされている。

#### 【都道府県推進計画では】

- ①市町村は、女性活躍推進法に基づく基本原則にのっとり、区域内における女性の職業生活における活躍に関する施策についての推進計画を定め、施策を実施するよう努めます。
- ②市町村は、県の女性活躍の推進に関する施策に協力するよう努めます。

#### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 職場における男女の均等な雇用機会・待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業への情報提供と積極的な事業所へのPR活動</li><li>・企業訪問による働きかけ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・働き方改革関連研修会など商工会議所を通じた情報提供</li></ul>
施策② ワークライフバランス（WLB）の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・WLBに関する情報提供と講演会の開催</li><li>・男性の働き方を見直す取り組みとして、「家事メン」「イクメン」のPR</li><li>・WLB推進の好事例となる市男女共同参画推進まちづくり表彰により団体・個人の紹介等を行い、他の事業主の女性活躍推進に向けた取り組みの表彰</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・WLBに関する研修会の開催</li><li>・市報を活用した情報発信</li><li>・男女共同推進まちづくり表彰による事例紹介</li></ul>

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策③ 女性の職業生活における活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業における女性の管理職登用に向けた啓発と推進</li> <li>・女性の就労相談事業の実施及び就労・子育てサービスに関する情報提供</li> <li>・関係機関や図書館などの身近な社会教育施設との連携による再就職のための講座の開催や情報提供</li> <li>・働く女性の学びと交流を支援するネットワークづくりの推進</li> <li>・女性の再就業、資格取得、キャリアアップを支援する講座の開催</li> <li>・女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的とした異業種間交流会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同推進まちづくり表彰による事例紹介</li> <li>・相談窓口の周知</li> <li>・関係機関等との連携による相談支援</li> <li>・県・県男女共同参画センター「よりん彩」との連携による講座等の情報提供</li> <li>・図書館におけるビジネス相談会</li> <li>・女性の資格取得や就学など就職に役立つ図書・資料の情報収集及び提供（図書館）</li> </ul>
施策④ 農業、商工業等における男女共同参画の推進及び女性の起業と経営参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家族経営協定」の締結の推進と制度の周知</li> <li>・女性農業者への能力開発支援</li> <li>・相談・指導及びチャレンジ支援の啓発と情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家相談会における情報提供</li> <li>・年齢、性別等に著しい偏りが生じないような登用を要望</li> </ul>

この課題に対する KPI の達成状況等は次のとおり。

① 男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数

数値は毎年度「鳥取県男女共同参画マップ」（毎年 12 月末現在）による倉吉市内の鳥取県男女共同参画推進企業数<sup>(\*)</sup>である。平成 27 年度の 65 社に対して、令和元年度は 99 社と 34 社増加しており、目標値 100 社を達成する見込みとなっている。

<sup>(\*)</sup>仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに能力が発揮でき、働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を認定

② 倉吉市男女共同参画推進まちづくり表彰の表彰件数（累計）

数値は、毎年度の同制度における表彰者の累計であり、目標値 40 件に対して、令和元年度は 16 件にとどまっている。

男女意識調査結果は次のとおり。

① 職場において男女の地位は平等になっているかを問う質問に対して、「男性が優遇されている」と回答した人は 55.6%となっており、前回調査よりも 1.5 ポイント増加している。

② 育児休業制度、介護休業制度の利用についての意識を問う質問については、育児休業制度において「利用したい」との意向が 74.3%と前回調査から 17.4 ポイント上昇し、介護休業制度についても「利用したい」が 71.9%と前回調査から 10.5 ポイント上昇しているが、そのうち「給与の補償があれば」を前提とした回答が、育児休業で 64.0%と前回比 18.3 ポイント増、介護休業で 62.9%と前回比 14.5 ポイント増となっている。

③ 育児・介護休業制度の利用に係る意識を問う質問では、「子育てや介護は女性の役割だ」という意識が強く男性の利用が少ない」「職場での理解が得られない」「仕事が忙しく利用できない」「利用すれば収入が減る」のいずれにおいても「そう思わない」と回答する割合が高くなっており、意識の変化が見られる。

- ④ 職場の現状を問う質問では、賃金等の待遇や休業制度等に対する否定的な回答が減少している一方、多忙さ、ストレス、パワハラがあるといった回答割合が高くなっている。
- ⑤ 働き方の満足度を問う質問では、「労働時間・休日等の条件」及び「仕事と家庭の両立」に対する満足度がいずれも 10 ポイント以上増加している。
- ⑥ 女性が仕事をする上で支障となっているものを問う質問（今回新規設問）では、「小さい子どもの世話」が 82.4%と最も高い割合となっており、次いで家族の介護・看護が 73.9%となっている。
- ⑦ セクハラを受けたことがあるかどうかを問う質問では、「受けたことがある」との回答が 14.4%と前回調査から 6.8 ポイント増加し、「どこ（誰）にも相談しなかった」割合も 10.2 ポイント増加している。

市内の男女共同参画推進企業は堅調に増加しており、男女意識調査においても雇用環境や休業制度、仕事と家庭の両立等に対する就業者の意識は前向きに推移している。これらは、少子高齢化により労働人口が減少していく我が国において、女性が働きやすい社会を実現することを目的として、10年間の時限立法として平成 28 年度に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により、国をあげた積極的施策が浸透していることが大きな要因と考えられる。施策の推進に当たっては、国、県との役割分担を踏まえて実施することが必要である。

一方、ワークライフバランスの優先内容の希望と実際の状況をみると、「仕事」と「家事」または「仕事」と「家事」と「地域活動や趣味等」を優先したいとする割合が高くなっているが、実際には家計を支えるためには、仕事を重視せざるを得ないといった状況であることから、希望に沿ったワークライフバランスの一層の推進が必要と考えられる。

また、本市まちづくり表彰制度の表彰件数が伸びない理由として、

- ①企業表彰においては、厚生労働省の「えるぼし認定」のほか、鳥取県が「男女共同参画推進企業」の認定制度を設け、認定企業の取り組みに係る WEB サイトや情報誌での紹介、建設工事・測量業務の指名業者選定の加点や物品調達等における入札機会の増加等の優遇措置のほか、認定証とロゴマークステッカーの交付を行っている一方、市表彰制度にこれを上回る魅力がない。
- ②個人・地域表彰においては、市民性からか募集しても自薦・他薦が極めて少なく、掘り起しに苦慮している。等があげられる。

いずれにしても、市の表彰制度にインセンティブが不足しており、啓発活動としても効果が低いと考えられるため、事業継続については検討を要する。

## (2) 地域における男女共同参画の実現

少子高齢化等の地域が抱える諸課題が多くある中で、活力ある地域社会を維持・向上していくためには、女性の視点による地域づくりの推進と、子どもから高齢者までの地域の構成員が男女、年代を超えて交流・参画し、誰もが個性と能力を発揮し、不十分な部分はみんなで補いあいながら支えあう社会の実現が求められている。

### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 地域活動への男女の積極的参画の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・同和教育町内学習会等地域における男女共同参画に関する学習の推進</li><li>・くらし男女共同参画スタッフ等による地域内での啓発推進</li><li>・自治公民館などの地域活動への女性参画を促すための啓発及び促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スタッフ会を中心とした町内学習会等での啓発活動</li><li>・まちづくり表彰された市民団体等に関する情報提供</li><li>・自治公民館における女性登用率調査等を活用した地域活動への女性参画の促進</li><li>・公民館組織に対する情報提供</li></ul>
施策② みんなで支えあう地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動における女性リーダーの人材育成講座等の開催</li><li>・自主防災組織、消防における男女共同参画の推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区公民館や女性連絡会における指導者養成やリーダー育成につながる事業や活動の実施</li><li>・町内学習会でのテーマ設定</li><li>・福祉懇談会の実施</li><li>・女性消防団による地域防災活動における女性の役割の普及啓発</li></ul>

この課題に対する計画上の KPI 設定はないが、参考として自治公民館役員の女性就任率の調査を行っており、令和元年度の同就任率は 14.7%と平成 27 年度から 2 ポイント増加している。

男女意識調査における「町内や地域で男女の地位は平等か」を問う質問に対して、「男性が優遇されている」と回答した人は 46.4%となっており、前回調査よりも 2.3 ポイント上昇している。

人口減少が進む中で、地域によっては男女を問わず役員の担い手不足といった課題もあることから、防災、福祉、環境といった個別の分野において、地域の実情に応じた女性リーダーの育成を図りながら、女性の視点が活かされる地域づくりの推進を図ることが必要ではないか。また、地域活動における女性リーダーの育成の視点においては、自治公民館の活動領域にとらわれることなく、NPO 法人をはじめとする各種団体が取り組むさまざまな地域活動に着目することが必要ではないか。

## (3) 家庭における男女共同参画の実現

男女がともに多様な活動ができる社会を実現するために、性別による固定的役割分担意識の変革による男性の家庭生活での自立を図り、女性に偏りがちな家庭での仕事の分担の見直しを行うとともに、男女が働きながら子どもを産み育てることができる環境と地域活動等に参加しやすい環境の整備が求められている。

## 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
施策① 家事・育児・介護への 男性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の家庭生活における参画を視野に入れた各種講演会、研修会の開催</li> <li>・子どもの頃から家事の分担や手伝いを習慣づけていくための啓発</li> <li>・相談体制の充実と情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児訪問、乳幼児健診等の場で両親が育児に係ることに関する保健指導を実施</li> <li>・サロン等での教室開催等、男性参加の促進</li> <li>・人文センターにおける男性の料理教室</li> <li>・町内学習会でのテーマ設定</li> <li>・児童・保護者等に対するさまざまな場面での啓発</li> <li>・育児に関する不安払拭のため健診・個別相談/訪問時における保健指導の実施</li> <li>・地域包括支援センターでの総合相談</li> </ul>
施策② 両立支援に関する情報 の提供と学習機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児・介護に関する支援サービスの充実</li> <li>・各種機関団体との連携による相談体制の充実と情報提供</li> <li>・講演会、研修会の開催</li> <li>・両立支援に関する起業への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援が必要な世帯に対する支援体制の整備</li> <li>・介護に関する支援サービスの実施</li> <li>・家庭での読み聞かせの普及</li> <li>・介護サービスに関する総合相談・情報提供の実施</li> <li>・子育て総合支援センターとの連携による保健指導</li> <li>・母親学級・両親学級の実施</li> </ul>

この課題に対する KPI は次のとおりである。

### ① 家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合

数値は市民意識調査により毎年計測し、平成 27 年度の 55.3%に対して、令和元年度は 55.7%と 0.4 ポイント上昇しているが、令和 2 年度の目標値 67%は達成しておらず、計画期間中の進捗率は 3.4%にとどまっている。

男女意識調査においては、「家庭生活で男女の地位は平等か」を問う質問で、「男性が優遇されている」と回答した人は 47.7%と前回調査から 4.6 ポイント減少している。

また、食事のしたくや片付け、掃除、洗濯など家庭生活の役割分担を問う質問では、12 項目の役割のうち 11 項目について「主に自分が役割を担っている」と回答している女性の割合が減少し、男性では 9 項目について「主に自分が役割を担っている」と回答している割合が増加している。

さらに上記役割分担のもと、「家庭内での満足度」に対しては、女性の 57.1%が「満足／どちらかといえば満足」と回答し、前回調査を 13.9 ポイント上回っている。男性では、59.3%が「満足／どちらかといえば満足」と回答しており、前回調査を 4.1 ポイント下回っている。

家庭生活においては、KPI は目標達成されていないものの、家庭生活の役割分担で男性が関わる割合が増加していることから、性別による固定的役割分担意識の変革に伴うものと推定され評価できるが、家庭生活の主な役割を担っているのは女性が圧倒的に多く、今後も引き続き男性の家庭生活での自立に資する事業実施が必要と考えられる。

### 基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

#### (1) あらゆる分野における男女共同参画の実現

国際化が進展する中で、市内に暮らす外国人も含め誰もが安心して暮らせる住みやすい多文化共生のまちづくりが求められている。また、社会状況の変化に伴う貧困の増加、特に女性が出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことを背景に生活上の困難に陥りやすい状況があること、障がいのある女性など、女性であることによって複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、地域社会で充実した暮らしができるよう社会参画の機会の提供や環境の整備が求められている。

#### 施策の概要

施策	主な施策の内容	主な取り組み実績
<b>施策①</b> 高齢者、障がい者、ひとり親家庭への支援と自立促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待の防止について、あらゆる機会を捉えて市民に周知</li> <li>・ 「倉吉市障がい者プラン」に基づいた支援サービスの充実</li> <li>・ 「倉吉市ひとり親家庭等自立支援計画」に基づいたサービスの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種関係団体の参加や協力による研修会の実施</li> <li>・ 市集会におけるテーマ設定</li> <li>・ 町内学習会でのテーマ設定</li> <li>・ 市人文センターだよりを活用した広報・啓発活動</li> <li>・ 障がい者プランに基づく障害福祉サービスの提供</li> <li>・ 子どもの発達支援体制の充実</li> <li>・ 母子自立支援員による相談、情報提供</li> <li>・ ひとり親家庭の医療費に係る経済的負担の軽減</li> </ul>
<b>施策②</b> 国際理解と国際交流、多文化共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性の人権に関する国際的な条約、女性に関わる法律や制度などの情報収集及び提供</li> <li>・ 交流事業の推進</li> <li>・ 国際理解講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県と連携した情報提供</li> <li>・ 国際交流（韓国）の継続及び交流事業の実施</li> <li>・ 国際理解講座の開催</li> </ul>
<b>施策③</b> 外国にルーツを持つ人が暮らしやすい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談機関の充実と情報提供</li> <li>・ 就学前教育・保育機関、学校等の交流会等による啓発</li> <li>・ 市民と外国にルーツを持つ人が共同で取り組む交流活動</li> <li>・ 外国にルーツを持つ人のための日本語学集講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権文化センターにおける日本語学習会の開催</li> <li>・ 市報、WEBサイトにおける市民生活相談</li> </ul>

(この課題に対する計画上のKPI設定なし)

障がい者、高齢者及びひとり親家庭等の施策については、個別事業計画の評価による。

#### 【関連する計画】

○「倉吉市高齢者福祉・介護保険事業計画」に基づく高齢者虐待の防止に係るあらゆる機会を捉えた市民への周知

高齢者虐待の防止については、毎年、地域包括支援センターの研修会や会議等で虐待事例の検討や高齢者の権利擁護に関する知識の普及啓発を行ってきた。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けていけるよう、今後も地域包括支

援センターと連携して、研修会や会議等あらゆる機会を捉えて普及啓発を行い、高齢者虐待の防止に努めていく。

○「倉吉市障がい者プラン」に基づく障害福祉サービス

障がいのある人の相談に応じ、必要な情報提供を行い、障がいのある人のニーズに応じた障がい福祉サービスを提供し、自立促進を図った。

○「倉吉市ひとり親家庭自立支援計画」に基づいた支援サービスの充実

鳥取県ひとり親家庭等実態調査（平成 30 年実施）では、現在困っていることは「生活費」が最も多く、次いで「子どもの世話、教育」「老後」「自身や家族の健康」があげられている。このことから、ひとり親家庭への経済的自立と安定に向けた就業機会の確保や、それに伴う子育て支援が極めて重要となっている。また「老後」や「健康不安」等もあげられていることから、行政や関係機関の支援に加えて、職場や地域の協力も欠かせないものとなっている。

ひとり親家庭等の誰もが安心して生活できるよう、引き続き、世帯の抱える様々な不安や悩みを受け止められる相談窓口の充実を図り、相談者それぞれの世帯に応じた必要な支援（子育て・生活支援、就労支援、経済的支援）の情報提供や、専門性の高い相談には適切な機関へつなげるなど関係機関との連携の中できめ細かく対応を行っていく必要がある。

※「市民意識調査関連項目」の「増減」欄について  
 青字…目標に対し5%以上上向きに進んでいるもの  
 赤字…目標に対し5%以上後退しているもの

基本目標	指標	H27	R01	増減	目標	進捗率	市民意識調査関連項目	H27	R02	増減						
基本目標1 男女の人権尊重の推進																
重点目標																
(1) 男女共同参画を実現する啓発活動	社会における男女の機会均等がはかられていると思っている市民の割合	37.3%	40.2%	2.9%	50.0%	22.8%	Q1 用語の認知度 (知っている、聞いたことがある)									
	男性は外で働き、女性は家庭を守るべきと考えている市民の割合 (そう思わない)	79.8%	80.4%	0.6%	85.0%	11.5%	男女共同参画社会	92.9%	92.9%	0.0%						
							固定的役割分担意識	19.1%	76.8%	57.7%						
							男女雇用機会均等法	90.8%	94.5%	3.7%						
							女性活躍推進法		70.8%							
							倉吉市男女共同参画推進条例	55.6%	62.9%	7.3%						
							くらし男女共同参画プラン	47.3%	47.8%	0.5%						
							ワークライフバランス	48.4%	65.1%	16.7%						
							ダイバーシティ社会		46.3%							
							マタニティ・ハラスメント		92.8%							
							パタニティ・ハラスメント		48.5%							
							ドメスティックバイオレンス		96.1%							
							Q2 男女の地位平等?						法律や制度の上で (男性優遇)	37.7%	45.0%	7.3%
													社会通念・習慣等で (男性優遇)	73.4%	76.8%	3.4%
							Q4 考え方						男性は外、女性は家庭 (思わない)	48.9%	58.2%	9.3%
													男らしく、女らしく育てる (思わない)	29.2%	40.1%	10.9%
													結婚しても子ども必ずしも必要ない (思う)	20.2%	34.3%	14.1%
													妊娠・出産で女性退職がよい (思わない)	66.0%	75.3%	9.3%
													結婚は個人の自由 (そう思う)	44.7%	58.1%	13.4%
						長男は跡取るべき (そう思わない)	50.7%	64.0%	13.3%							
						育児介護は女性向き (そう思わない)	31.7%	37.0%	5.3%							
						家事は女性向き (そう思わない)	33.6%	39.7%	6.1%							
						男性仕事中心しかたない (そう思わない)	33.4%	40.0%	6.6%							
						多様な生き方認めるべき (そう思う)	76.8%	81.7%	4.9%							
						仕事より家庭優先 (そう思う)	36.7%	31.9%	-4.8%							
						自分らしく生きたい (そう思う)	90.0%	88.9%	-1.1%							
(2) 政策・方針決定における男女共同参画の実現	公的審議会の女性登用率	31.6%	30.7%	-0.9%	40.0%	-10.7%	Q5 講演会や啓発活動等への参加									
							県や市主催 (参加有)	26.7%	24.6%	-2.1%						
							町内学習会や公民館主催 (参加有)	51.9%	42.2%	-9.7%						
							保育園・認定こども園、学校主催 (参加有)	29.8%	24.3%	-5.5%						
(3) 男女共同参画を実現する教育・保育・学習活動	倉吉市女性人材登録制度による登録数	37人	39人	2人	50人	15.4%	Q2 男女の地位平等?									
							政治等の方針決定場で (男性優遇)	58.8%	65.4%	6.6%						
(4) 男女共同参画を実現する配偶者等に対する暴力の根絶							Q2 男女の地位平等?									
							学校教育の場で (男性優遇)	13.7%	21.5%	7.8%						
							Q19 DVを受けたこと									
							受けた/受けたことがある	15.9%	17.4%	1.5%						
(5) 男女共同参画を実現する男女の生涯を通じた健康支援							Q19-1 相談の有無									
							どこ (だれ) にも相談しなかった	20.3%	25.9%	5.6%						
							Q19-2 相談の結果									
							解決していない	0.0%	26.7%	26.7%						
基本目標2 職場 (労働)・地域・家庭における男女共同参画及び女性活躍の推進																
重点目標																
(1) 職場における男女共同参画の実現	男女ともに働きやすい職場環境を構築する男女共同参画推進企業の認定数	65社	96社	31社	100社	88.6%	Q2 男女の地位平等?									
							職場で (男性優遇)	54.1%	55.6%	1.5%						
	倉吉市男女共同推進まちづくり表彰の表彰件数 (累計件数)	4件	16件	12件	40件	33.3%	Q9 「育児・介護休業制度について」									
							育児休業 (利用したい)	56.9%	74.3%	17.4%						
							介護休業 (利用したい)	61.4%	71.9%	10.5%						
							Q10 「育児・介護休業制度」の意識									
							子育て等は女性の仕事の意識強い (思わない)	7.0%	12.1%	5.1%						
							職場での理解が得られない (思わない)	16.9%	27.2%	10.3%						
							仕事が忙しく利用できない (思わない)	13.8%	23.0%	9.2%						
							収入が減る (思わない)	6.0%	11.8%	5.8%						
							Q14 職場の現状									
							賃金等の待遇に男女差ある (思わない)	35.4%	43.8%	8.4%						
							有休取得難しい (思わない)	42.9%	57.0%	14.1%						
育休取得難しい (思わない)	42.4%	48.9%	6.5%													
介護休業取得難しい (思わない)	29.3%	36.8%	7.5%													
管理職男性多い (思わない)	18.0%	22.0%	4.0%													
女性いきいき (思わない)	12.3%	12.5%	0.2%													
女性の長時間労働否定の雰囲気 (思わない)	58.9%	62.5%	3.6%													
楽しく仕事ができて (思う)	39.2%	36.5%	-2.7%													
仕事が忙しすぎる (思わない)	27.1%	20.9%	-6.2%													
ストレス多い (思わない)	25.3%	17.8%	-7.5%													
セクハラある (思わない)	79.1%	79.9%	0.8%													
パワハラある (思わない)	62.4%	60.8%	-1.6%													

	指標	H27	R01	増減	目標	進捗率	市民意識調査関連項目			
							H27	R02	増減	
							マタハラある（思わない）	79.0%	78.0%	-1.0%
							パタハラある（思わない）	80.5%		
							子ども理由の休暇取りやすい（思う）	51.2%	58.0%	6.8%
							Q15 働き方の満足度			
							仕事の内容・やりがい（満足）	78.0%	80.9%	2.9%
							収入・賃金（満足）	53.1%	57.0%	3.9%
							労働時間・休日等条件（満足）	68.6%	78.7%	10.1%
							職場の雰囲気（満足）	74.3%	76.7%	2.4%
							通勤時間（満足）	89.7%	89.8%	0.1%
							仕事と家庭の両立（満足）	71.6%	83.6%	12.0%
							人事評価・処遇のあり方（満足）	69.2%	67.2%	-2.0%
							教育訓練・能力開発（満足）	72.0%	67.0%	-5.0%
							Q17 女性が仕事する上での支障			
							小さい子どもの世話（あてはまる）		82.4%	
							子どもの教育・しつけ（あてはまる）		55.8%	
							家族の介護・看護（あてはまる）		73.9%	
							自分の健康問題（あてはまる）		57.9%	
							職場の条件や制度（あてはまる）		60.0%	
							セクハラ（あてはまる）		56.2%	
							パワハラ（あてはまる）		55.7%	
							マタハラ（あてはまる）		58.3%	
							パタハラ（あてはまる）		48.6%	
							Q20 セクハラを受けたこと			
							受けた／受けたことがある	7.6%	14.4%	6.8%
							Q20-1 セクハラの有無			
							どこ（だれ）にも相談しなかった	25.0%	35.2%	10.2%
(2) 地域における男女共同参画の実現	【参考】 自治公民館役員の女性就任率	12.7%	14.7%	2.0%			Q2 男女の地位平等？			
							町内や地域で（男性優遇）	44.1%	46.4%	2.3%
							Q21 地域活動への参加の有無			
							活動していない	11.6%	17.3%	5.7%
							Q21-2 今後の活動について			
							活動したくない	6.3%	24.7%	18.4%
(3) 家庭における男女共同参画の実現	家庭における家事、子育て、介護等を男女で分担して行っている市民の割合	55.3%	55.7%	0.4%	67.0%	3.4%	Q2 男女の地位平等？			
							家庭生活で（男性優遇）	52.3%	47.7%	-4.6%
							Q6 役割分担（自分が主）			
							食事のしたく	女 86.3%	78.3%	-8.0%
							男 9.9%	17.4%	7.5%	
							食事の片付け	女 83.2%	75.9%	-7.3%
							男 12.4%	22.1%	9.7%	
							掃除	女 79.9%	72.5%	-7.4%
							男 10.8%	18.4%	7.6%	
							洗濯	女 81.3%	74.9%	-6.4%
							男 8.3%	20.7%	12.4%	
							日常の買い物	女 80.5%	67.8%	-12.7%
							男 14.0%	20.4%	6.4%	
							家計を支える	女 26.8%	31.9%	5.1%
							男 46.7%	50.0%	3.3%	
							日々の家計の管理	女 74.6%	62.5%	-12.1%
							男 17.8%	29.0%	11.2%	
							小さい子どもの世話	女 78.9%	70.5%	-8.4%
							男 1.8%	5.8%	4.0%	
							子どもの教育・しつけ	女 62.5%	52.9%	-9.6%
							男 9.4%	8.8%	-0.6%	
							介護・看護	女 70.3%	61.1%	-9.2%
							男 8.9%	23.5%	14.6%	
							町内会等地域活動	女 36.4%	31.0%	-5.4%
							男 53.4%	53.1%	-0.3%	
							子どもの学校行事	女 78.8%	64.7%	-14.1%
							男 8.9%	8.4%	-0.5%	
							Q7 家庭内での満足度			
							満足・どちらかといえば満足	女 43.2%	57.1%	13.9%
							男 63.4%	59.3%	-4.1%	
基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進										
重点目標										
(1) あらゆる場における男女共同参画の実現										